

不用物品（電子カルテシステム用旧端末等）売払い入札仕様書

1. 本件の概要

本件では、市立東大阪医療センター（以下、当センター）に配備されていた電子カルテパソコン等のうち、電子カルテシステム更新に伴い継続利用が困難となったものについて、不用物品として売り払いを実施する。

2. 売り払い物件

別紙一覧表のとおり

3. 物件引取り場所

当センター 本館3階会議室（詳細、別紙 案内図のとおり）

4. 物件引取り期日

平成30年11月25日（日）

5. データ消去について

- ・乱数1回書込と同等以上の消去方式によってハードディスクのデータ消去を行うこと。
- ・機器の故障等によりデータ消去が不可能な場合は、ハードディスクを物理破壊すること。
- ・上記の作業を行ったことを証明する書類（証明書及び明細）を提出すること。ハードディスクを物理破壊した機器については、破壊前と破壊後の写真を掲載すること。

6. 機器搬出・引取り

- ・機器の搬出・引取りにあたっては、上記4. 物件引取り期日において、当センターと協議の上決定する時間に実施すること。
- ・搬出用車両の駐車位置や搬出経路などについては当センターの指示に従うこと。（詳細、別紙案内図を参照）
- ・物件に貼ってある、マシン名（番号）その他、当センターの備品であることがわかるようなシール等は全て除去すること。また、引取り物件については、関係法令等を遵守し、適正に処理すること。
- ・機器の搬出・引き取りにあたって箱や梱包材などが必要となる場合は、受注事業者で用意すること。

7. その他

本物件は、経年による劣化、修理、キズ等の損傷があることを十分考慮して入札金額を見積もること。また、入札に合わせ、入札金額内訳書として、各物件ごとの引取り単価資料を提出すること。なお、落札後、隠れた瑕疵があることを発見しても金額の変更、もしくは損害賠償の請求は一切できないものとする。ただし、上記引き取り日までの間に売り払い物件一覧表の対象物品の数量等が変動した場合は、あらかじめ提出した各物件ごとの引取り単価資料に基づき、両者協議の上で契約額を決定することとする。